

一般社団法人 長野県資源循環保全協会会長 様

長野県環境部水大気環境課長

令和元年台風第 19 号の被災地におけるアスベスト飛散防止に関する
適切な解体等工事の実施について (通知)

本県の環境行政の推進にあたり、日頃より格別の御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
令和元年台風第 19 号により、多くの建築物等が損壊し、今後、損壊した建築物等の解体等工事が本格化すると考えられます。

解体等工事にあってはアスベスト飛散防止のため、対象建築物等に立入り可能な場合は、下記のとおり平常時と同様に大気汚染防止法に基づく事前調査を行い、特定建築材料からの飛散防止措置を講ずる必要がありますので、関連法規を再度点検し、徹底されるよう貴会員への周知をお願いいたします。

記

1 大気汚染防止法に基づくアスベスト飛散防止措置

- (1) 建築物等の解体、改造又は補修の工事の受注者は、工事が特定粉じん排出等作業^{※注}に該当するか否かについて、あらかじめ調査を行うこと。

※注 特定粉じん排出等作業：吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（特定建築材料）が使用されている建築物や工作物を解体、改造又は補修する作業

- (2) 実施した事前調査の結果については、工事の発注者に対し、書面を交付して説明すること。
(3) なお、説明を受けた発注者には、工事が特定粉じん排出等作業に該当する場合、特定粉じん排出等作業の実施の届出を行う義務があること。
(4) 調査の結果については、アスベストの有無にかかわらず、解体、改造又は補修の工事施工時に工事場所において周辺の住民等の公衆に見やすいように掲示すること。
(5) 特定粉じん排出等作業を実施するにあたっては、大気汚染防止法第 18 条の 14 の規定による作業基準を遵守すること。

2 石綿含有成形板等の除去に係るアスベスト飛散防止措置

特定建築材料に該当しない石綿含有成形板等（いわゆるレベル 3 建材）についても、切断や破砕等の作業により石綿粉じんが飛散するおそれがあるため、区画養生されていない場所でこれらの除去等を行う場合は、原則として切断や破砕は行わず、湿潤化後に手作業によって丁寧に取り外すこと。

3 参考資料

その他、詳しくは「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成 29 年 9 月、環境省）」の「第 7 章 解体等工事における石綿の飛散防止」をご確認ください。

掲載ホームページのアドレス

http://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html

長野県環境部水大気環境課 大気保全係
渡辺ゆかり (課長) 二村大輔 (担当)
〒380-8570 長野市南長野字幅下 692-2
電 話 026-235-7177 (直通)
ファクシミリ 026-235-7366
電子メール mizutaiki@pref.nagano.lg.jp

解体等工事に係る石綿の事前調査について

建築物等に石綿が使用されているかどうかを事前に十分調査せず、石綿の飛散防止措置をとらなかったため、解体作業等において石綿が飛散したと推測される事例が生じているため、石綿の事前調査の徹底をお願いします。

◆調査が必要な解体等工事

- ・建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事です。
- ・この建設工事が特定工事(大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等届出が必要な工事)に該当するか否かについて調査を行わなければならないこととされています。ただし、次の建設工事について調査は不要です。

- ・平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの
- ・建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改造若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等(平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。)を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

◆調査の方法等

- ・調査の方法は次のとおりです。
 - 特定建築材料の使用の有無を分析により調査する方法
 - 目視、設計図書等を確認することにより調査する方法
 - 目視、設計図書等による調査では特定建築材料の使用の有無が明らかにならなかった場合には、特定建築材料の使用の有無を分析により調査すること
 - なお、建築物等に使用される吹付け材、断熱材等の建築材料に関しては、設計図書等のみで判断せず、現地調査を行い設計図書等との整合性の確認が重要であること
 - 分析方法については、日本工業規格(JIS) A1481-1、A1481-2 又はA1481-3 等があること
 - この調査は、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第3条第1項及び第2項の規定に基づく事前調査と兼ねて実施しても差し支えないものであること

(参考)

「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(2014.6 環境省。環境省HPに掲載)
49～68 ページ、158～169 ページ

「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」(2018.3 厚生労働省。厚生労働省HPに掲載)
7～51 ページ

長野県環境部水大気環境課・地域振興局環境課